

報告第4号

山陽小野田市国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第35条第8項において準用する同条第6項の規定に基づき、山陽小野田市国民保護計画の一部を変更したので、次のとおり報告する。

平成29年6月9日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市国民保護計画 新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 市の責務及び計画の性格</p> <p>(2) 市国民保護計画の性格（法35条関係） <u>この計画は、市内において実施する国民保護措置の全体像を示すものであり、また、市の責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成するものである。</u> <u>なお、市が実施する国民保護措置を円滑に実施するために運用上必要となる事項については、別途定めるものとする。</u></p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続き</p> <p>(1) 市国民保護計画の見直し 市国民保護計画については、今後、<u>政府</u>における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、<u>県</u>国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、<u>不断の見直しを行う。</u></p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形 本市は、山口県の南西部に位置し、南北が約 <u>20.8</u> km、東西が約 <u>14.6</u> km、総面積は <u>133.09</u> km²で、南の周防灘に面し、東は宇部市、北は美祢市、西は下関市に接し、市内の中央部には2級河川厚狭川、有帆川が流れ、平地部を<u>通</u>って瀬戸内海に注いでいる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 人口分布 <u>山陽小野田市地域防災計画第1編第2章第2節を参照。</u></p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(2) 市国民保護計画の位置づけ（法35条関係） <u>市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。</u></p> <p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続き</p> <p>(1) 市国民保護計画の見直し 市国民保護計画については、今後、<u>国</u>における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、<u>県</u>国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、<u>不断の見直しを行う。</u></p> <p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形 本市は、山口県の南西部に位置し、南北が約 <u>20</u> km、東西が約 <u>15</u> km、総面積は <u>132.99</u> km²で、南の周防灘に面し、東は宇部市、北は美祢市、西は下関市に接し、市内の中央部には2級河川厚狭川、有帆川が流れ、平地部を<u>通</u>って瀬戸内海に注いでいる。</p> <p>(2) 気候 <u>本市の気温は温暖で年間の平均気温は約 16 度であり、風向きは春夏は東又は南東風、秋冬は北又は北西風が多い。年間平均降水量は約 1,525mmで降雨も比較的少なく、一般的に瀬戸内型気候といえる。</u></p> <p>(3) 人口分布 <u>本市の人口は平成18年10月1日現在 67,075 人で、山陽地区に 22,352 人、小野田地区に 44,723 人、人口密度は山陽地区で 248.5 人/ km²、小野田地区で 1,039.1 人/ km²となっており、市全体では 504.4 人/ km²となる。</u></p>

(3) 交通基盤

道路は、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線、北部には中国自動車道が、また、国道2号線と国道190号線が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道316号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡している。

また、鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の山陽新幹線を軸に、山陽本線、美祿線、小野田線が各方面に連絡するなど県南西部の交通の要衝となっている。

このほかには、本市に空港はないが、宇部市に山口宇部空港（滑走路延長2,620m×幅300m、第2種空港B級）が存在し、港湾は、市の南部から西部一帯が海に開かれていることから地方港湾（厚狭港）及び昭和35年に重要港湾に指定された小野田港があり、主には防波堤920mや水深10mの岸壁525mなどが整備されている。

(削除)

(4) 国民保護法に及ぼす本市の地域特性

- ① 市の南部に石油コンビナートが存在すること。
- ② 火力発電所（100万kW）が存在すること。
- ③ 高齢化社会の進展

地域特性① 石油コンビナートが存在

本市には、…。その内、西部石油(株)山口製油所の敷地面積は、1,928,321㎡で、危険性物質は危険物4,677,350k1、高圧ガス128,432ton 毒劇物17.0tonの取扱量がある。（平成28年3月・山口県石油コンビナート等防災計画より引用）

地域特性② 火力発電所が存在

本市には、周防灘に面した市南部に中国電力(株)新小野田発電所が存在する。新小野田発電所は火力発電所で石炭により発電し、その発電量は1号機・2号機あわせて100万kWで、山口県内で使用される電力の56%をまかなっている。

地域特性③ 高齢化社会の進展

本市の高齢者（65歳以上）人口は、平成7年は12,439人であったが、平成22年は17,583人と大きく増加しており、平成32年には20,350人と予想されている。

平成26年10月の本市の全人口に占める高齢者の割合は、19,537人（30.2%）となっており、地区別にみると山陽地区は6,727人（31.5%）、小野田地区は12,802

(4) 道路の位置等

道路は、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線、北部には中国自動車道が、また、国道2号線と国道190号線が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道316号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡している。

(新設)

(5) 鉄道、空港、港湾の位置等

(6) 国民保護法に及ぼす地域特性

- ① 市の南部に石油コンビナートが存在すること。
- ② 火力発電所（100万kW）が存在すること。
- ③ 高齢化社会の進展

地域特性① 石油コンビナートが存在

本市には、…。その内、西部石油(株)山口製油所の敷地面積は、1,928,321㎡で、危険性物質は危険物3,805,822k1、高圧ガス18,569.5ton 毒劇物542.6ton、装置停滞量4,466tonの取扱量がある。（平成18年3月・山口県石油コンビナート等防災計画より引用）

(新設)

地域特性② 高齢化社会の進展

本市の全人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は、16,514人（24.6%）となっている。山陽地区は5,848人（26.2%）、小野田地区は10,666人（23.8%）で、校區別にみると、厚陽校区744人（29.5%）、津布田校区384人（28.1%）、埴生校区1,344人（27.7%）の高齢化率が高くなっている。

<p>人（31.2％）で、中学校区別にみると、厚陽中学校区 811 人（37.3％）、埴生中学校区 1,935 人（34.7％）の高齢化率が高くなっている。</p>	
--	--

変更後		変更前									
<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部における平素の業務</p> <p>市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、<u>平素からその準備のための業務を行う。</u></p> <p>【市の各部における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の作成に関すること ・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護訓練の実施に関すること。 ・指定地方公共機関の指定に関すること。 ・国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・特殊標章の交付に関すること。 ・消防局及び消防団との連絡調整に関すること。 ・発電設備の把握及び保安対策に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・他都市との相互応援協定に関すること。 ・資機材の備蓄・整備に関すること。 ・<u>運送手段に対する支援要請態勢の確保に関すること。</u> ・避難計画の策定に関すること。 ・庁舎等の保守に関すること。 ・市税の猶予に関すること。 ・<u>(削除)</u> ・<u>(削除)</u> ・市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 ・自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・<u>報道機関等との連絡調整に関すること。</u> ・<u>放送局に対する放送の要請に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		部署名	平素の業務	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の作成に関すること ・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護訓練の実施に関すること。 ・指定地方公共機関の指定に関すること。 ・国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・特殊標章の交付に関すること。 ・消防局及び消防団との連絡調整に関すること。 ・発電設備の把握及び保安対策に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・他都市との相互応援協定に関すること。 ・資機材の備蓄・整備に関すること。 ・<u>運送手段に対する支援要請態勢の確保に関すること。</u> ・避難計画の策定に関すること。 ・庁舎等の保守に関すること。 ・市税の猶予に関すること。 ・<u>(削除)</u> ・<u>(削除)</u> ・市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 ・自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・<u>報道機関等との連絡調整に関すること。</u> ・<u>放送局に対する放送の要請に関すること。</u> 	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部における平素の業務</p> <p>市の各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、<u>その準備に係る業務を行う。</u></p> <p>【市の各部における平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の作成に関すること ・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護訓練の実施に関すること。 ・指定地方公共機関の指定に関すること。 ・国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・特殊標章の交付に関すること。 ・消防本部及び消防団との連絡調整に関すること。 ・発電設備の把握及び保安対策に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・他都市との相互応援協定に関すること。 ・資機材の備蓄・整備に関すること。 ・<u>(新設)</u> ・避難計画の策定に関すること。 ・庁舎等の保守に関すること。 ・市税の猶予に関すること。 ・<u>車両の借り上げ等配車計画に関すること。</u> ・<u>輸送機関との連絡に関すること。</u> ・市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 ・自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・<u>(新設)</u> ・<u>(新設)</u> </td> </tr> </tbody> </table>		部署名	平素の業務	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の作成に関すること ・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護訓練の実施に関すること。 ・指定地方公共機関の指定に関すること。 ・国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・特殊標章の交付に関すること。 ・消防本部及び消防団との連絡調整に関すること。 ・発電設備の把握及び保安対策に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・他都市との相互応援協定に関すること。 ・資機材の備蓄・整備に関すること。 ・<u>(新設)</u> ・避難計画の策定に関すること。 ・庁舎等の保守に関すること。 ・市税の猶予に関すること。 ・<u>車両の借り上げ等配車計画に関すること。</u> ・<u>輸送機関との連絡に関すること。</u> ・市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 ・自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・<u>(新設)</u> ・<u>(新設)</u>
部署名	平素の業務										
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の作成に関すること ・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護訓練の実施に関すること。 ・指定地方公共機関の指定に関すること。 ・国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・特殊標章の交付に関すること。 ・消防局及び消防団との連絡調整に関すること。 ・発電設備の把握及び保安対策に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・他都市との相互応援協定に関すること。 ・資機材の備蓄・整備に関すること。 ・<u>運送手段に対する支援要請態勢の確保に関すること。</u> ・避難計画の策定に関すること。 ・庁舎等の保守に関すること。 ・市税の猶予に関すること。 ・<u>(削除)</u> ・<u>(削除)</u> ・市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 ・自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・<u>報道機関等との連絡調整に関すること。</u> ・<u>放送局に対する放送の要請に関すること。</u> 										
部署名	平素の業務										
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護計画の作成に関すること ・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。 ・国民保護訓練の実施に関すること。 ・指定地方公共機関の指定に関すること。 ・国民保護に関する普及・啓発に関すること。 ・特殊標章の交付に関すること。 ・消防本部及び消防団との連絡調整に関すること。 ・発電設備の把握及び保安対策に関すること。 ・避難施設の指定に関すること。 ・他都市との相互応援協定に関すること。 ・資機材の備蓄・整備に関すること。 ・<u>(新設)</u> ・避難計画の策定に関すること。 ・庁舎等の保守に関すること。 ・市税の猶予に関すること。 ・<u>車両の借り上げ等配車計画に関すること。</u> ・<u>輸送機関との連絡に関すること。</u> ・市有施設の利用及び警備並びに管理に関すること。 ・自主防災組織の育成・支援に関すること。 ・<u>(新設)</u> ・<u>(新設)</u> 										

部署名	平素の業務
広報政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の借り上げ等配車計画に関すること。 ・輸送機関との連絡に関すること。 ・情報システム及びネットワークの保全管理に関すること。
災害救助部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営体制の整備、避難誘導に関すること。 ・災害時要配慮者対策に関すること。 ・社会福祉施設との連絡調整に関すること。 ・医師会等関係機関、団体との連絡調整に関すること。
環境対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること。 ・環境衛生対策に関すること。 ・清掃施設災害対策に関すること。 ・ボランティアセンターとの連絡調整及びボランティアの受付に関すること。 ・外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。
産業振興対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業用施設の把握に関すること。 ・水産業施設、漁港施設の把握に関すること。 ・災害対策用船舶（漁船等）確保幹旋に関すること。
建設対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、港湾施設の把握及び保安対策に関すること。 ・土木建築資材の状況把握及び建設業協同組合等との連絡調整に関すること。 ・復旧体制の整備に関すること。 ・公営住宅の把握及び保安体制に関すること。
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること。 ・危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の保安対策に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

① 市での対応充実

部署名	平素の業務
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等との連絡調整に関すること。 ・放送局に対する放送の要請に関すること。
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターとの連絡調整及びボランティアの受付に関すること。 ・外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。 ・情報システム及びネットワークの保全管理に関すること。
市民福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営体制の整備、避難誘導に関すること。 ・災害時要援護者対策に関すること。 ・社会福祉施設との連絡調整に関すること。 ・医師会等関係機関、団体との連絡調整に関すること。
環境経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること。 ・農林業用施設の把握に関すること。 ・水産業施設、漁港施設の把握に関すること。 ・災害対策用船舶（漁船等）確保幹旋に関すること。 ・環境衛生対策に関すること。 ・清掃施設災害対策に関すること。 ・運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、港湾施設の把握及び保安対策に関すること。 ・土木建築資材の状況把握及び建設業協同組合等との連絡調整に関すること。 ・復旧体制の整備に関すること。 ・公営住宅の把握及び保安体制に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること。 ・危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の保安対策に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

① 市での対応充実

市は、消防局との連携を図りつつ、防災に関する体制を活用するなど当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を、24時間対応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

② 消防局との連携強化

国民保護担当部局、防災部局及び消防局との一体化を含めた連携強化も選択肢として考えられるが、この場合、特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織をあげて対応できる体制を整備することが必要である。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

【事態レベルに応じた市の体制、参集職員】

事態レベル	体制	参集職員	備考
I	情報収集体制	総務課員他	地域防災計画の第1警備体制に準じる
II	緊急事態連絡室設置	総務部長、各対策部幹事班の課長等	地域防災計画の地震発生時の第3非常体制に準じる
III	国民保護対策本部設置	すべての市職員	地域防災計画の地震発生時の第4非常体制に準じる

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

職務代行の対象	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
本部長(市長)	副市長	総務部長
各対策部部長	各対策部副部長	各対策部幹事班の課長
小野田消防署長	小野田消防署副署長	消防局で指定する者

※本部長の職務代行第3順位は、総務部(対策部)内の部長が代行する。

3 消防機関の体制(消防局・消防課)

(1) 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防局、消防署における

消防本部との連携を図りつつ、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間対応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制であることが重要である。

② 消防本部との連携強化

国民保護担当部局、防災部局と消防本部との一体化を含めた連携強化も選択肢として考えられるが、この場合、特に、最終責任者である市長へ迅速に連絡でき、早急に市の組織をあげて対応できる体制を整備することが必要である。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

【事態レベルに応じた市の体制、参集職員】

事態レベル	体制	参集職員
I	担当課による情報収集体制	総務課職員、消防本部員
II	緊急事態連絡室設置	市長、助役、総務部長、その他市長が指名する部局長、消防本部消防長、部局長の判断に基づく部局関係職員、総務課職員
III	国民保護対策本部設置	全ての市職員

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)
市長	助役	総務部長
助役	総務部長	総務部次長
市長公室長	総務部次長	総務部技監
山陽総合事務所長	山陽総合事務所次長	山陽総合事務所地域行政課長
市議会事務局長	市議会事務局次長	市議会事務局主査

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署にお

初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防局及び消防署と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるように配慮する。

さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等（法6条関係）（総務部）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するために、総務部内に総合的な窓口を開設し、手続き内容の項目に基づき担当課を決定し、各担当課へ通知する。

各担当課は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

第2 関係機関との連携体制の整備

2 県との連携 （総務課）

3 近接市町と連携 （総務課）

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防局と共に近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、市及び消防局は、近接市町のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

ける初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防本部及び消防署と緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるように配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等（法6条関係）

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続き項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

第2 関係機関との連携体制の整備

2 県との連携

3 近接市町と連携

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

<p>4 指定公共機関等の連携 <u>(総務課)</u></p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援 <u>(総務課・市民生活課)</u></p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(1) 非常通信体制の整備 <u>(総務課)</u></p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、<u>応急対策等</u>重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、<u>…、重要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</u></p> <p>(2) 非常通信体制の確保 <u>(総務課・情報管理課)</u></p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (法 47 条関係) <u>(総務課)</u></p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、<u>防災行政無線の可聴範囲の拡大を図る。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (法 94 条関係) <u>(総務課・社会福祉課)</u></p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、職員に対し<u>安否情報システム及び防災情報ネットワーク等の</u>必要な研修・訓練を行う。また、<u>県の安否情報収集体制 (担当の配置や収集方法・収集先等) の確認を行う。</u></p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (法 127 条関係) <u>(総務課・社会福祉課)</u></p>	<p>4 指定公共機関等の連携</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、<u>…、重要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</u></p> <p>(2) 非常通信体制の確保</p> <p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備 (法 47 条関係)</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、<u>既に防災行政無線の整備を行っている市においては、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。</u></p> <p><u>【全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備について】</u></p> <p><u>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛生通信ネットワークを通じて直接市町の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム (J-ALERT) の開発・整備を検討しており、平成 17 年度においては、全国 3 1 団体において実証実験が行われた。</u></p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (法 94 条関係)</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、<u>必要な研修・訓練を行う。</u>また、<u>県の安否情報収集体制 (担当の配置や収集方法・収集先等) の確認を行う。</u></p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備 (法 127 条関係)</p>
---	--

第5 研修及び訓練

1 研修（総務課・人事課）

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、専門的な訓練を受けている消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法42条関係）（総務課）

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ② 国民保護措置についての訓練実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制などすでに記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項（総務課・関係各課）

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図

・
・

○避難施設のリスト（データベース管理）

・
・

第5 研修及び訓練

1 研修

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、専門的な訓練を受けている消防職員で対応するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練（法42条関係）

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ② 国民保護措置についての訓練実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制などすでに記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を県と連携して準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

○住宅地図

・
・

○避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）

・
・

○消防機関のリスト

(※消防本部(局)・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)

(3) 高齢者、障がい者等災害時要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導にあつては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難については、自然災害時への対応として作成している山陽小野田市災害時要援護者支援マニュアルを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

2 避難実施要領のパターンの作成(総務課)

3 救援に関する基本的事項(総務課)

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等(法71条・79条関係)(総務課・商工労働課)

市は県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

5 避難施設の指定への協力(法148条関係)(総務課)

6 生活関連等施設の把握等(法102条関係)(総務課)

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	山口県の関係課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通政策課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川課 農村整備課 企業局総務課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	3号	火薬類	経済産業省	商政課
	4号	高圧ガス	経済産業省	消防保安課
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	原子力規制委員会	—
	6号	核燃料物質	原子力規制委	—

○消防機関のリスト

(※消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導にあつては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難については、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

2 避難実施要領のパターンの作成

3 救援に関する基本的事項

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等(法71条・79条関係)

市は県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

5 避難施設の指定への協力(法148条関係)

6 生活関連等施設の把握等(法102条関係)

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種別	所管省庁名	山口県の関係課
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	商政課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	交通運輸対策課
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	河川開発課 農村整備課 企業局総務課
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災危機管理課
	3号	火薬類	経済産業省	新産業振興課
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災危機管理課
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む)	文部科学省 経済産業省	—
	6号	核原料物質	文部科学省	—

			員会	
7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	原子力規制委員会	防災危機管理課 医務保険課	
8号	毒劇薬(医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省 農林水産省	薬務課	

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

- 1 市における備蓄(法第146条関係) (総務課・社会福祉課)
- 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (関係各課)
 - (1) 施設・設備の整備及び点検
 - (2) ライフライン施設の代替性の確保

第4章 国民保護に関する啓発

- 1 国民保護措置に関する啓発(法43条関係) (総務課・消防課・教育委員会)
 - (1) 啓発の方法
市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、それぞれの実態に応じた方法により啓発に努める。
 - (2) 防災に関する啓発との連携
市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発に努める。
 - (3) 学校における教育
市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の要請等のための教育に努める。

			経済産業省	
7号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	文部科学省	防災危機管理課 医務課	
8号	毒劇薬(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	薬務課	

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

- 1 市における備蓄(法第146条関係)
- 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等
 - (1) 施設及び設備の整備及び点検
 - (2) ライフライン施設の機能の確保

第4章 国民保護に関する啓発

- 1 国民保護措置に関する啓発(法43条関係)
 - (1) 啓発の方法
市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、有線放送、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め。功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。
 - (2) 防災に関する啓発との連携
市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。
 - (3) 学校における教育
市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、様々な機会を通じて、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の要請等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (総務課・消防局)

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等
を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への
周知に努める。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合に住民
がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃や
テロなどから身を守るために」など）に基づき、住民に対し周知するよう努める。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等
を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への
周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに
住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻
撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併
せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

変更後	変更前																						
<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 市緊急事態連絡室の設置（関係各課）</p> <p>(2) 組織</p> <p>I 市緊急事態連絡室は、連絡室長（市長）及び室員をもって構成する。</p> <p>II 連絡室長（市長）が不在の場合は、第2編第1章第1「4 市職員参集基準等」を準用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>緊急連絡室長</u></td> <td colspan="2"><u>市長</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急連絡副室長</u></td> <td colspan="2"><u>副市長</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6"><u>参集室員</u></td> <td><u>総務部長</u></td> <td><u>総務課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>企画課長</u></td> <td><u>教育総務課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>環境課長</u></td> <td><u>社会教育課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>農林水産課長</u></td> <td><u>成長戦略副室長</u></td> </tr> <tr> <td><u>土木課長</u></td> <td><u>社会福祉課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>地域活性化室長</u></td> <td><u>消防課主幹</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"><u>文化・スポーツ政策室長</u></td> </tr> </table> <p>(3) 設置場所 原則として庁議室とする。</p> <p>(4) 廃止基準</p> <p>【山陽小野田市緊急事態連絡室の構成等】</p>	<u>緊急連絡室長</u>	<u>市長</u>		<u>緊急連絡副室長</u>	<u>副市長</u>		<u>参集室員</u>	<u>総務部長</u>	<u>総務課長</u>	<u>企画課長</u>	<u>教育総務課長</u>	<u>環境課長</u>	<u>社会教育課長</u>	<u>農林水産課長</u>	<u>成長戦略副室長</u>	<u>土木課長</u>	<u>社会福祉課長</u>	<u>地域活性化室長</u>	<u>消防課主幹</u>		<u>文化・スポーツ政策室長</u>		<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 市緊急事態連絡室の設置 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 廃止基準</p> <p>【山陽小野田市緊急事態連絡室の構成等】</p>
<u>緊急連絡室長</u>	<u>市長</u>																						
<u>緊急連絡副室長</u>	<u>副市長</u>																						
<u>参集室員</u>	<u>総務部長</u>	<u>総務課長</u>																					
	<u>企画課長</u>	<u>教育総務課長</u>																					
	<u>環境課長</u>	<u>社会教育課長</u>																					
	<u>農林水産課長</u>	<u>成長戦略副室長</u>																					
	<u>土木課長</u>	<u>社会福祉課長</u>																					
	<u>地域活性化室長</u>	<u>消防課主幹</u>																					
	<u>文化・スポーツ政策室長</u>																						

<p>① 住民から通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。 消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>(5) 初動措置の確保 市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、<u>関係機関に講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行い、被害の最小化を図る。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</u></p> <p>(6) 関係機関への支援の要請</p> <p>(7) 対策本部への移行に要する調整 「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ...、直ちに市対策本部を設置して新たな<u>態勢</u>に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。</p> <p>(8) 災害対策基本法との関係について</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 <u>(関係各課)</u></p> <p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 (1) 市対策本部の設置の手順 ① <u>市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知</u> 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>② <u>市長による市対策本部の設置</u> 指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。 <u>※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。</u></p>	<p>① 住民から通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。 消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>(3) 初動措置の確保 市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、<u>現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急処置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。</u> <u>市は、警察官執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。</u></p> <p>(4) 関係機関への支援の要請</p> <p>(5) 対策本部への移行に要する調整 「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ...、直ちに市対策本部を設置して新たな<u>体制</u>に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。</p> <p>(6) 災害対策基本法との関係について</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>第2章 市対策本部の設置等 1 市対策本部の設置 <u>(法 27 条関係)</u> (1) 市対策本部の設置の手順 ① <u>市対策本部員及び市対策本部職員の参集</u> 市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>② <u>市対策本部の開設</u> 市対策本部担当者は、市庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本</p>
--	--

<p>(削除)</p>	<p>部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。</p> <p>市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。</p>									
<p>(削除)</p>	<p>③ 交代要員等の確保</p> <p>市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。</p>									
<p>(削除)</p>	<p>④ 本部の代替機能の確保</p> <p>市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。</p> <p>また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</p>									
<p>(削除)</p>	<p>⑤ 交代要員等の確保</p>									
<p>(削除)</p>	<p>⑥ 本部代理機能の確保</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>名称</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>消防本部</td> <td>山陽小野田市高栄1丁目6-1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>山陽総合事務所</td> <td>山陽小野田市大字鴨庄94</td> </tr> </tbody> </table>	順位	名称	住所	1	消防本部	山陽小野田市高栄1丁目6-1	2	山陽総合事務所	山陽小野田市大字鴨庄94
順位	名称	住所								
1	消防本部	山陽小野田市高栄1丁目6-1								
2	山陽総合事務所	山陽小野田市大字鴨庄94								
<p>(2) 職員の参集</p> <p>① 全職員の参集</p> <p>市対策本部が設置されたときは、全職員は直ちに参集する。</p> <p>② 参集指示系統</p> <p>市対策本部設置の通知を受けた各対策本部幹事課長は、各部内各課、関係出先機関に対し、所属職員の参集指示を行い、態勢の確立に努める。</p> <p>③ 参集場所</p> <p>原則として、本部長、各対策部幹事課長等は市対策本部に参集し、その他の職員については各所属に参集する。</p>	<p>(新設)</p>									

なお、武力攻撃事態の状況等により所定の場所に参集できない場合は、最寄りの支所出張所等の市関係施設に非常参集する。

(3) 市対策本部の設置場所

市対策本部担当者は、原則として市庁舎3階大会議室に市対策本部を開設する。

なお、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合を想定し、次に掲げる順位で予備施設を指定する。

第1位	宇部・山陽小野田消防組合 小野田消防署
第2位	厚狭地区複合施設

※事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(4) 市対策本部の設置の連絡

市対策本部が設置された時は、緊急事態連絡室に準じ、各関係機関にその旨を連絡する。

※市対策本部から一斉FAX等を活用

No	機関名	FAX番号
1	宇部海上保安署	0836-34-2357
2	宇部港湾・空港整備事務所	0836-37-6702
3	宇部国道維持出張所	0836-34-5773
4	山口県宇部県民局	0836-21-2116
5	山口県宇部土木建築事務所	0836-22-5231
6	山口県宇部港湾管理事務所	0836-31-3310
7	山口県山陽小野田警察署	0836-84-2978
8	山陽小野田市山陽総合事務所	0836-73-1879
9	山陽小野田市水道局	0836-83-4597
10	山陽小野田市病院局	0836-84-3043
11	宇部・山陽小野田消防局	0836-31-0119
12	小野田消防署	0836-83-0233

(新設)

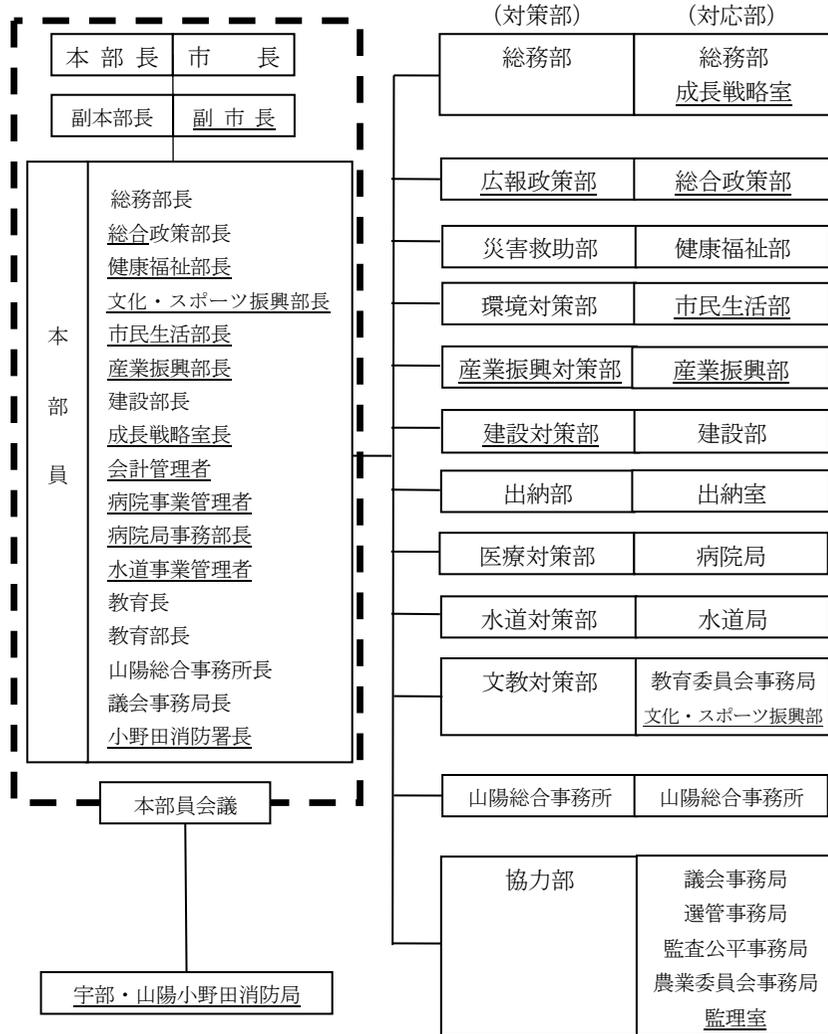
(新設)

13	<u>山陽消防署</u>	<u>0836-71-1280</u>
14	<u>西日本電信電話(株)山口支店</u>	<u>083-934-3599</u>
15	<u>中国電力(株)宇部営業所</u>	<u>0836-22-9503</u>
16	<u>サンデン交通(株)小月営業所</u>	<u>083-282-8704</u>
17	<u>(一社)小野田医師会</u>	<u>0836-83-9550</u>
18	<u>(一社)厚狭郡医師会</u>	<u>0836-72-0933</u>
19	<u>山口合同ガス(株)宇部支店</u>	<u>0836-31-0201</u>
20	<u>(株)NTTドコモ中国支社山口支店</u>	<u>083-901-2136</u>
21	<u>山陽小野田市社会福祉協議会</u>	<u>0836-81-0057</u>
22	<u>陸上自衛隊第17普通科連隊</u>	<u>083-922-2281</u>
23	<u>自衛隊宇部地域事務所</u>	<u>0836-31-4355</u>

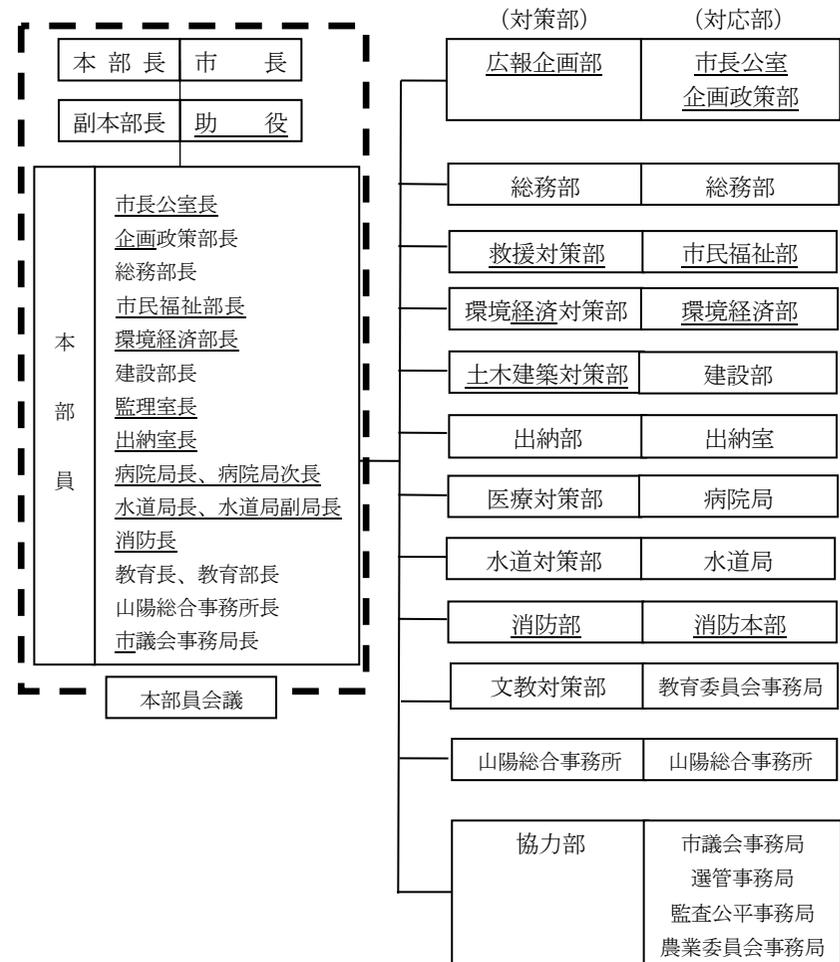
(5) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 (法 26 条関係)

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 (法 26 条関係)

(6) 市対策本部の組織構成及び機能（法 28 条関係）



(3) 市対策本部の組織構成及び機能（法 28 条関係）



【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】			【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】		
部局名	課室名	武力攻撃事態等における業務	部局名	課室名	武力攻撃事態等における業務
総務部	成長戦略室	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総務部	総務課	・市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること。
	総務課	・市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること。			・国民保護に関わる県その他関係機関との連絡調整に関すること。
		・本部室の総括に関すること。			・本部室の総括に関すること。
		・警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。			・警報、避難の指示及び緊急通報の伝達等に関すること。
		・国民保護措置の総合調整に関すること。			・国民保護措置の総合調整に関すること。
		・自衛隊の派遣要請に関すること。			・自衛隊の派遣要請に関すること。
		・特殊標章の交付に関すること。			・特殊標章の交付に関すること。
		・国民保護措置の実施状況、被災状況その他情報のとりまとめ及び報告に関すること。			・国民保護措置の実施状況、被災状況その他情報のとりまとめ及び報告に関すること。
		・防災行政無線等通信施設の運営管理に関すること。			・防災行政無線等通信施設の運営管理に関すること。
		・資機材の備蓄、整備に関すること。			・資機材の備蓄、整備に関すること。
		・発電設備の把握及び保安対策に関すること。			・発電設備の把握及び保安対策に関すること。
		・安否情報の県への報告に関すること。			・安否情報の県への報告に関すること。
		・自主防災組織の支援に関すること。			・自主防災組織の支援に関すること。
		・報道機関等との連絡調整に関すること。			・報道機関等との連絡調整に関すること。
		・国民保護措置及び武力攻撃災害の公聴に関すること。			・国民保護措置及び武力攻撃災害の公聴に関すること。
		・その他国民保護措置の実施に関し、他部局で対応困難な事項に関する調整に関すること。			・その他国民保護措置の実施に関し、他部局で対応困難な事項に関する調整に関すること。
	人事課	・職員の非常動員に関すること。		人事課	・職員の応援動員に関すること。
		・部内及び他部への協力要請に関すること。			・部内及び他部への協力に関すること。
	税務課	・被災者に対する税の減免、猶予等に関すること。		管財課	・市有財産の対策並びに被害調査等に関すること。
		・部内及び他部への協力に関すること。			・車両の借り上げ等歯医者計画に関すること。
					・部内及び他部への協力に関すること。
	消防課	・宇部・山陽小野田消防局との連絡調整に関すること。		税務課	・被災者に対する税の減免、猶予等に関すること。
		・国民保護措置に係る消防団の警戒体制に関すること。			・部内及び他部への協力に関すること。
		・安否情報等の収集及び報告に関すること。		地籍調査課	・部内及び他部への協力に関すること。
		・消防団の出動等に関すること。			
	債権特別対策室	・部内及び他部への協力に関すること。			
広報政策部	企画課	・国民保護措置等の広報に関すること。	広報企画部	広報広聴課	・報道機関等との連絡調整に関すること。
		・部内及び他部への協力に関すること。			・国民保護措置及び武力攻撃災害に関する広報及び公聴

	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置等に必要な財政措置に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 			に関すること。		
	管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の対策並びに被害調査等に関すること。 ・車両の借り上げ等配車計画に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 		秘書室	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。		
	情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム及びネットワークの保全管理に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 		行政改革課	・部内及び他部への協力に関すること。		
	公営競技事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・部内及び他部への協力応援に関すること。 		企画課	・部内及び他部への協力に関すること。		
災害救助部	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導及び避難所の運営に関すること。 ・災害時要配慮者対策に関すること。 ・社会福祉施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 ・安否情報等の収集及び報告に関すること。 	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置等に必要な財政措置に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 	市民活動推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターとの連絡調整及びボランティアの受付に関すること。 ・外国人に対する安全確保等の情報提供に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 	
	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者対策に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 	情報管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム及びネットワークの保全管理に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 	救援対策部	市民課	・部内及び他部への協力に関すること。
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者対策に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 	環境経済対策部	市民生活課		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターとの連絡調整及びボランティアの受付に関すること。 ・外国人に対する安全確保の情報提供に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 	
	こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者対策に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 		市民課		・部内及び他部への協力に関すること。	
	国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・他部内及び他部への協力に関すること。 		高齢障害課		・部内及び他部への協力に関すること。	
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医師会等関係機関、団体との連絡調整に関すること。 		社会福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導及び避難所の運送に関すること。 ・災害時要援護者対策に関すること。 ・社会福祉施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 	
	環境対策部	市民課		<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導及び避難所の運営に関すること。 		児童福祉課	・部内及び他部への協力に関すること。
		市民生活課		<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターとの連絡調整及びボランティアの受付に関すること。 ・外国人に対する安全確保の情報提供に関すること。 ・部内及び他部への協力に関すること。 		健康増進課	・医師会等関係機関、団体との連絡調整に関すること。
生活安全課		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の請願・陳情及び相談の統括に関すること。 		南支所		・部内及び他部への協力に関すること。	
				植生支所	・部内及び他部への協力に関すること。		
			環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること。 ・環境衛生対策に関すること。 ・清掃施設災害対策に関すること。 			

		<ul style="list-style-type: none"> 被災地の民生安定（り災相談所開設を含む）に関する こと。 市民相談及び行政相談に関すること。 災害時の広聴に関すること。 部内及び他部への協力に関すること。 				
	環境課 環境事業課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること。 環境衛生対策に関すること。 清掃施設災害対策に関すること。 				
	支所出張所	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。 				
産業振興対策部	商工労働課	<ul style="list-style-type: none"> 商工施設関係の被害状況調査及び応急復旧の報告に 関すること。 り災商工業者に関する経営指導並びに応急対策に関 すること。 運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること。 		商工労働課	<ul style="list-style-type: none"> 商工及び観光施設関係の被害状況調査及び応急復旧の 報告に関すること。 り災商工業者に関する経営指導並びに応急対策に関す ること。 運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること。 	
	観光課	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設関係の被害状況調査及び応急復旧の報告に関 すること。 		農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 水産関係施設・漁船・漁具等の被災状況のとりまとめ 及び応急対策に関すること。 災害対策用船舶（漁船等）確保幹旋に関すること。 	
	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> 水産関係施設・漁船・漁具等の被災状況のとりまとめ 及び応急対策に関すること。 災害対策用船舶（漁船等）確保幹旋に関すること。 				
建設部	土木課	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・橋梁及び海岸等の警備並びに応急措置に 関すること。 復旧体制の整備に関すること。 		土木建築 対策部	土木課	<ul style="list-style-type: none"> 道路・河川・橋梁及び海岸等の警備並びに応急措置に 関すること。 復旧体制の整備に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画関係施設の被害状況の収集並びに報告に関す ること。 被災応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確 保に関すること。 			都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画関係施設の被害状況の収集並びに報告に関す ること。 被災応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確 保に関すること。
	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。 			厚狭駅南部地区土地 区画整理事務所	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅に関すること。 部内及び他部への協力に関すること。 			建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
出納部	出納室	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。 		監理部	監理室	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
医療対策部	病院局	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の救護に関すること。 		出納部	出納室	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
水道対策部	水道局	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設・設備の被災状況調査及び災害対応措置、応 急復旧全般に関すること。 		医療対策部	市民病院	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の救護に関すること。
				水道対策部	水道局	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設・設備の被災状況調査及び災害対応措置 、復旧作業全般に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 水道災害の広報活動に関すること。 応急給水活動の実施に関すること。 水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。
文教対策部	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係施設の被害調査、応急復旧に関すること。 児童、生徒の安全確保及び避難対策に関すること。
	文化・スポーツ振興部	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等文化施設の使用協力に関すること。 救助活動における体育施設の使用協力に関すること。
山陽総合事務所	山陽総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
協力部	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する他部への協力応援に関すること。
	選管事務局	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する他部への協力応援に関すること。
	監査・公平事務局	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する他部への協力応援に関すること。
	農委事務局	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する他部への協力応援に関すること。
	監理室	<ul style="list-style-type: none"> 緊急を要する他部への協力応援に関すること。

(7) 市対策本部における広報等

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3207 無線電話 10-219-3
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 無線電話 10-220-3
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 無線電話 10-221-3
株式会社エフエム山口	放送部長	083-924-4535 無線電話 10-223-2

		<ul style="list-style-type: none"> 水道災害の広報活動に関すること。 応急給水活動の実施に関すること。 水道関係業者に対する連絡・調整に関すること。
消防部	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対処に関すること。 住民の避難誘導に関すること。 危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物の保安愛策に関すること。
文教対策部	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係施設の被害調査、応急復旧に関すること。 児童、生徒の安全確保及び避難対策に関すること。
山陽総合事務所	山陽総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
協力部	市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
	選管事務局	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
	監査公平事務局	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
	農委事務局	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。
	農委事務局	<ul style="list-style-type: none"> 部内及び他部への協力に関すること。

(4) 市対策本部における広報等

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ・有線放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

放送機関	連絡責任者	連絡先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3207
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113
株式会社エフエム山口	放送部長	083-924-4535

山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111 無線電話 10-222-3
株式会社エフエムきらら	局長	0836-35-1231
<u>株FM山陽小野田</u> <u>(FMサンサンきらら)</u>	局長	<u>0836-81-1897</u>

- (8) 市現地対策本部の設置 (法 28 条関係)
- (9) 現地調整所の設置
- (10) 市対策本部長の権限 (法 29 条関係)
- (11) 市対策本部の廃止 (法 30 条関係)

2 通信の確保 (総務課・情報管理課)

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携 (総務課)

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 (法 29 条関係) (総務課)

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、…、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。(各機関の窓口については、資料編参照)

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、…。

山口朝日放送株式会社	報道制作部長	083-933-1111
株式会社エフエムきらら	局長	0836-35-1231
<u>山陽有線放送電話共同設置協会</u>	<u>事務局長</u>	<u>0836-73-2020</u>

- (5) 市現地対策本部の設置 (法 28 条関係)
- (6) 現地調整所の設置
- (7) 市対策本部長の権限 (法 29 条関係)
- (8) 市対策本部の廃止 (法 30 条関係)

2 通信の確保

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県の対策本部との連携

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 (法 29 条関係)

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、…、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、…。

<p>この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。<u>(各機関の窓口については、資料編参照)</u></p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法 20 条関係) <u>(総務課)</u></p> <p>(1) 市長は、…。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて<u>市</u>を担当とする地方協力本部長又は<u>市</u>の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては<u>市</u>を担当とする方面総監、海上自衛隊にあっては<u>市</u>を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては<u>市</u>を担当とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>4 他の市長等に対する応援の要求、事務の委託 <u>(総務課・社会福祉課)</u></p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法 151 条～153 条関係) <u>(総務課・人事課)</u></p> <p>6 市の行う応援等 <u>(総務課・人事課)</u></p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等 (法 4 条関係)</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援 <u>(総務課)</u></p> <p>(2) ボランティア活動への支援等 <u>(市民生活課)</u></p> <p>(3) 民間からの救援物資の受入れ <u>(社会福祉課)</u></p> <p>第 4 章 警報及び避難の指示等</p> <p>第 1 警報の伝達等</p> <p>2 警報内容の伝達方法 (法 47 条関係) <u>(総務課・企画課・健康福祉部・市民生活課・消防課・教育委員会)</u></p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p><u>この場合においては、同報系防災無線で国が定めた Jアラートによる情報を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。</u></p> <p><u>上記以外の住民への周知方法は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 報道機関へ依頼し、周知を図る。</u></p> <p><u>イ 広報車による市内の巡回を実施し、周知を図る。</u></p> <p><u>ウ エリアメール又は防災メールを活用し、周知を図る。</u></p> <p><u>エ 防災ラジオにより周知を図る。</u></p>	<p>この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (法 20 条関係)</p> <p>(1) 市長は、…。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて<u>当該区域</u>を担当とする地方協力本部長又は<u>当該市</u>の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては<u>当該区域</u>を担当とする方面総監、海上自衛隊にあっては<u>当該区域</u>を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては<u>当該区域</u>を担当とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>4 他の市長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (法 151 条～153 条関係)</p> <p>6 市の行う応援等</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等 (法 4 条関係)</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等</p> <p>(3) 民間からの救援物資の受入れ</p> <p>第 4 章 警報及び避難の指示等</p> <p>第 1 警報の伝達等</p> <p>2 警報内容の伝達方法 (法 47 条関係)</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、<u>当面の間は</u>、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合</p> <p><u>この場合においては、報道機関への依頼、地域防災無線の活用、広報車による巡回有線放送の活用等により、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を住民に周知する。</u></p>
---	--

<p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>イ 市長が特に必要と認める場合には、<u>防災メール及び防災ラジオ等</u>を使用して住民に周知を図る。</p> <p>ウ <u>広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの伝達手段も考慮する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 市長は、<u>消防局</u>と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、<u>消防局</u>は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要配慮者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>災害時要配慮者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、<u>同報系防災無線</u>は使用しないこととする。</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達（法54条関係）<u>(総務課・企画課・健康福祉部・市民生活課・消防課・教育委員会・消防局)</u></p>	<p>② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合</p> <p>ア <u>この場合においては、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段</u>により、周知を図る。</p> <p>イ なお、市長が特に必要と認める場合には、<u>サイレン</u>を使用して住民に周知を図る。 <u>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</u></p> <p>※【<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応</u>】 <u>弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</u></p> <p>(2) 市長は、<u>消防機関</u>と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、<u>消防本部</u>は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、<u>サイレン</u>は使用しないこととする。</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>1 避難の指示の通知・伝達（法54条関係）</p>
--	--

<p>2 避難実施要領の策定（法 61 条関係）<u>（総務課）</u></p> <p>(2) 避難実施要領の策定の留意点について 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市（町）の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを<u>基本とする</u>。（略）</p> <p>(3) 県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目 ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ <u>要配慮者の避難方法の決定</u>（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）</p> <p>3 避難住民の誘導（法 62 条関係）<u>（関係各課）</u></p> <p>(2) 消防機関の活動 消防局及び消防署は、…、自力歩行困難な災害時<u>要配慮者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時<u>要配慮者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(6) <u>要配慮者（高齢者、障がい者等）</u>への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>(14) 武力攻撃の類型に応じた避難誘導 <u>武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項は、以下のとおり。</u></p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民を屋内に避難させることが必要となる。（実際には弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。）</p>	<p>2 避難実施要領の策定（法 61 条関係）</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の留意点について 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市（町）の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが<u>基本である</u>。（略）</p> <p>(3) 県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目 ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 ⑥ <u>要援護者の避難方法の決定</u>（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）</p> <p>3 避難住民の誘導（法 62 条関係）</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、…、自力歩行困難な災害時<u>要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時<u>要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>～武力攻撃の類型に応じた避難誘導の留意事項～</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。実際には弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。）</p>
---	---

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針として具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。

よって、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

② 平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応が取れるよう、必要な対応について研究・検討を進めていく。

(15) 基本的な避難の種類

② 市内避難

○避難方法

- ア 徒歩による避難が困難である災害時要配慮者の避難
- イ 中山間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難

③ 県内避難

○避難方法

- ・市内避難場所への避難は市内避難のとおり
- ・市内避難場所から県内の避難場所までは、借上げ車両等を使用する。

④ 県外避難

○避難方法

- ・市内避難場所への避難は市内避難のとおり。
- ・市内避難場所から県外の避難場所までは、借上げ車両等を使用する。

(16) 市の地域特性に応じた避難方法

③ 災害時要配慮者の避難

着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(新設)

～基本的な避難の種類～
～市の地域特性に応じた避難方法～

② 市内避難

○避難方法

- ア 徒歩による避難が困難である災害時要援護者の避難
- イ 中産間地域などで公共交通機関が限られている地域等の住民の避難

③ 県内避難

○避難方法

- ・市内避難場所への避難は市内避難のとおり
- ・市内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する。

④ 県外避難

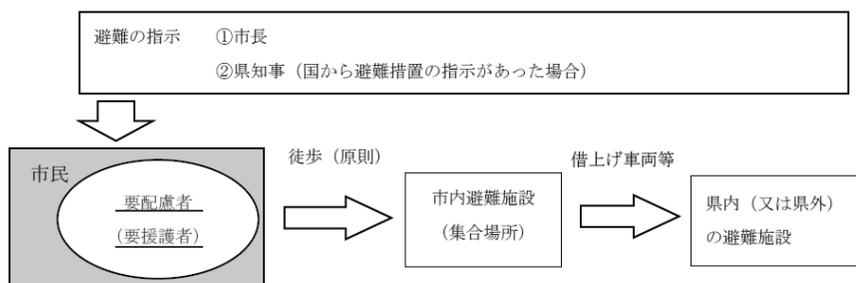
○避難方法

- ・市内避難場所への避難は市内避難のとおり。
- ・市内避難所から県外避難所までは、借上げ車両等を使用する。

～市の地域特性に応じた避難方法～

③ 高齢者の避難

山陽小野田市内で災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合の災害時要配慮者の避難については、基本的に「山陽小野田市地域防災計画」（本編避難予防対策計画）に基づき、市長による避難の指示又は勧告により避難する。（避難を万全に行うため、自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者支援班等を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。）



第5章 救援

1 救援の実施（法76条関係）

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行う。

2 関係機関との連携（総務課・社会福祉課・商工労働課）

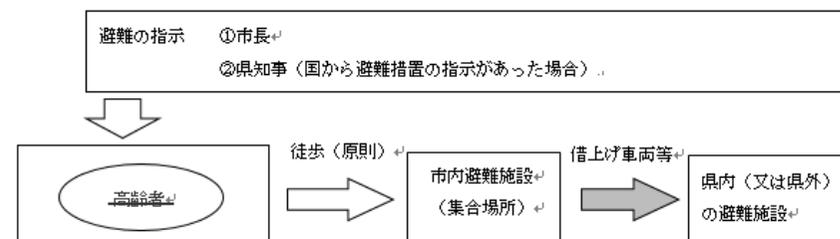
3 救援の内容（法75条関係）（総務課・社会福祉課）

(1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

山陽小野田市内で災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合の高齢者の避難については、基本的に「山陽小野田市地域防災計画」（本編避難計画）に基づき、市長による避難の指示又は勧告により避難する。（避難を万全に行うため、自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者支援班等を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。）



第5章 救援

1 救援の実施（法76条関係）

(3) 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2 関係機関との連携

3 救援の内容（法75条関係）

(1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集（法94条関係）（総務課・社会福祉課・関係各課）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。…。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るように努める。この場合において、収集した情報は、県への報告様式（様式第3号）の内容を基本に整理を行うこととし、重複している情報や必ずしも真意が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告（法94条関係）（総務課）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システムにより県に報告し、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98条関係）（総務課・消防局）

第2 応急措置等

1 避難の指示（法112条関係）（総務課）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

（削除）

第6章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集（法94条関係）

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。…。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るように努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真意が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告（法94条関係）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

2 武力攻撃災害の兆候の通報（法98条関係）

第2 応急措置等

1 避難の指示（法112条関係）

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、避難の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

<p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 安全の確保等 ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、…。</p> <p><u>2 事前措置（法 111 条関係）（総務課・消防局）</u> 市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。</p> <p><u>3 警戒区域の設定（法 114 条関係）（総務課・関係各課）</u> <u>4 応急公用負担等（法 113 条関係）（総務課）</u> <u>5 消防に関する措置等（総務課・消防局・病院局）</u></p> <p>(2) 消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防局及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長及び消防署長の所属の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じた地域の実状に即した活動を行う。</p> <p>(8) 安全の確保 ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<u>消防長又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</u> ⑤ <u>市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。</u></p>	<p><u>※【退避の指示について】</u> <u>退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。</u></p> <p>(3) 安全の確保等 ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、…。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 警戒区域の設定（法 114 条関係）</u> <u>3 応急公用負担等（法 113 条関係）</u> <u>4 消防に関する措置等</u></p> <p>(2) 消防機関の活動 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。 この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長及び消防署長の所属の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じた地域の実状に即した活動を行う</p> <p>(8) 安全の確保 ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、<u>消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。</u> ⑤ <u>市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。</u></p>
--	---

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保（法 102 条関係）（総務課・関係各課）

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、…、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、県警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103 条関係）

（総務課・消防局・関係各課）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、… 武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を構ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法 104 条関係）（総務課・消防局）

第4 NBC攻撃による災害への対処

1 NBC攻撃による災害への対処（法 107 条、108 条関係）（総務課・消防局）

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として緊急通報を発令するとともに退避を指示する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（略）

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 汚染原因に応じた対応

第3 生活関連等施設における災害への対処等

1 生活関連等施設の安全確保（法 102 条関係）

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、…、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求め

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103 条関係）

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、… 武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を構ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（法 104 条関係）

第4 NBC攻撃による災害への対処

1 NBC攻撃による災害への対処（法 107 条、108 条関係）

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。（略）

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 汚染原因に応じた対応

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告（法126条、127条関係）（総務課・消防局）

③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保 （健康増進課）

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、市域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 廃棄物の処理（法124条関係）（環境事業課・環境課）

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域（※廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域）においては、…、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物質の価格安定（法129条関係）（生活安全課）

2 避難住民等の生活安定等 （教育委員会・税務課）

3 生活基盤等の確保 （関係各課）

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

① ガス事業者（事業者団体）である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

第8章 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集及び報告（法126条、127条関係）

③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月5日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 廃棄物の処理（法124条関係）

(1) 廃棄物処理の特例

市は、環境大臣が指定する特例地域においては、…、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物質の価格安定（法129条関係）

2 避難住民等の生活安定等

3 生活基盤等の確保

（新設）

<p><u>措置を講ずるものとする。</u></p> <p>② <u>運送事業者（事業者団体）である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運搬を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>③ <u>（一社）山口県医師会は、国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するための必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第 11 章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(2) <u>特殊標章等の交付及び管理（総務課）</u></p> <p>市長は、国が定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続きに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p>	<p>第 11 章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(2) 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>市長、消防長は、<u>「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」</u>に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p>
---	--

変更後	変更前
<p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧（法139条、140条）</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧 <u>（総務課）</u></p> <p>(3) 県に対する支援要請 <u>（総務課・関係各課）</u></p> <p>2 公的施設の応急の復旧 <u>（関係各課）</u></p>	<p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧（法139条・140条）</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧</p> <p>(3) 県に対する支援要請</p> <p>2 公的施設の応急の復旧</p>

変更後	変更前
<p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 <u>(総務課・企画課・社会福祉課・市民生活課・消防課・関係各課・消防局)</u></p>	<p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達</p>